

芸術文化公演再開緊急支援事業の実施について

(兵庫県芸術文化課)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策対処方針では、イベント等の施設収容率を50%以内としており、事業運営への一定の影響も懸念されることから、芸術文化公演等を実施する場合の施設使用料50%相当額を支援し、芸術文化活動の早期の復興と飛躍に繋げていく。

2 対象施設等

(1) 施設

県下の県立・市町立及び民間立の劇場・音楽堂等で、以下の要件を満たすもの

- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設であること。
- ・固定された座席、舞台・ステージを設置していること。
- ・一般利用施設であること。

(2) ホール規模

収容人数100人規模以上

※対象施設の主なもの

区分	施設名
県立	芸術文化センター、ピッコロシアター、県民会館、丹波の森公苑
市町立	神戸文化ホール、尼崎アルカイクホール、姫路市文化センター 等
民間立	神戸国際会館、神戸新聞松方ホール、神戸芸術センター 等

3 対象公演等

舞台芸術（音楽・演劇・バレエ・舞踏・パフォーマンス等）の公演及びそれに伴う練習

(施設の主催事業は除く。)

※公演実施にあたっては、「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（公社）全国公立文化施設協会策定）を遵守すること。

4 制度概要

施設区分		負担区分・割合			
市町立・民間立施設		県 1/4	市町 1/4	利用者 1/2	
県立施設	神戸市所在	県民会館	県 1/4	市 1/4	利用者 1/2
	中核市所在 (西宮・尼崎)	芸文センター ピッコロシアター	県 3/8	市 1/8	利用者 1/2
	丹波市所在	丹波の森公苑	県 1/2		利用者 1/2

対象経費：施設利用料(設備利用料は除く・1日500千円を限度)

5 事業対象期間

令和2年7月1日～12月31日(6ヶ月)